

地質調査業者登録規程

1 . 案内情報

手続名	地質調査業者の登録・更新・追加・変更・現況報告・廃業 (以下、登録等とする)に係る申請・届出
手続根拠	地質調査業者登録規程
手続対象者	地質調査業者登録規程に定める登録等を申請・届出する者
提出時期	随時 (更新は登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間、変更は30日以内、登録の一部又は全部消除にかかるものは2週間、現況報告書は毎営業年度経過後4月以内)
提出方法	登録等に係る申請書・届出書を作成し、申請者・届出者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合事務局 (以下、地方整備局等とする)の担当課へ提出してください。
手数料	無し
添付書類・部数	添付書類は登録規程第4条第3項に掲げる書類等のうち必要なもの 部数は1部 (現況報告書は2部)
申請書様式	登録申請書・登録追加申請書・変更届出書・現況報告書
記載要領・記載例	提出先となる地方整備局等の担当課にお問い合わせ下さい。

2 . 窓口情報

提出先 郵送により提出して下さい。
提出先は、別紙の地方整備局等になります。
相談窓口 提出先にお問い合わせ下さい。

3 . 手続情報

審査基準 : 地質調査業者登録規程 (昭和52年4月15日建設省告示第718号)
地質調査業者登録規程の解釈及び運用の方針
(平成15年4月28日国総振第15号建設振興課長通達)

(別紙)

登録申請等窓口一覧表

	所在地	所管区域
北海道開発局 事業振興部 建設産業課 企画係	〒060-8511 札幌市北区北八条西2丁目 札幌第一合同庁舎 TEL 011-709-2311 (代)	北海道
東北地方整備局 建政部 計画 建設産業課 不動産業・測量業係	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 TEL 022-225-2171 (代)	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県
関東地方整備局 建政部 建設産業課 測量業係	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地 さいたま新都心合同庁舎2号館 TEL 048-601-3151 (代)	茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県 千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県
北陸地方整備局 建政部 計画 建設産業課 不動産業・測量業係	〒951-8505 新潟市白山浦1丁目425-2 TEL 025-266-1171 (代)	新潟県、富山県 石川県
中部地方整備局 建政部 建設産業課 測量業係	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 TEL 052-953-8572 (直)	岐阜県、静岡県 愛知県、三重県
近畿地方整備局 建政部 建設産業課 測量業係	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 TEL 06-6942-1141 (代)	福井県、滋賀県 京都府、大阪府 兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国地方整備局 建政部 計画 建設産業課 不動産業・測量業係	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15 TEL 082-221-9231 (代)	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県
四国地方整備局 建政部 計画 建設産業課 不動産業・測量業係	〒760-8554 高松市福岡町4-26-32 TEL 087-851-8061 (代)	徳島県、香川県 愛媛県、高知県
九州地方整備局 建政部 計画 建設産業課 不動産業・測量業係	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10- TEL 092-471-6331 (代)	福岡県、佐賀県 長崎県、熊本県 大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課 審査係	〒900-8530 那覇市前島2-21-13 TEL 098-866-0031 (代)	沖縄県